

報告第12号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成25年10月10日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償額の決定及び和解について

平成25年9月1日、大田原グリーンパークで開催中のソフトボール大会において発生した車両損傷事故について、これに起因する損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

- 1 損害賠償額 76,478円
- 2 和解の内容
  - (1) 大田原市は、相手方に対し車両損害額76,478円を支払う。
  - (2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。
- 3 相手方の住所及び氏名  
住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX